

令和5年玄海町議会定例会2月会議会議録

招集年月日	令和5年1月5日（木曜日）					
招集場所	玄海町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	再開・開議	令和5年2月10日午前9時01分			議長	上田利治君
	散会	令和5年2月10日午前9時26分			議長	上田利治君
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
○出席	1	谷丸直司君	○	2	松本栄一君	○
×欠席	3	前川和民君	○	4	小山善照君	○
×不応招	5	山口寛敏君	○	6	宮崎吉輝君	○
出席 10名	7	井上正旦君	○	8	池田道夫君	○
欠席 0名	9	岩下孝嗣君	○	10	上田利治君	○
会議録署名議員	5番	山口寛敏君	4番	小山善照君		
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長 教育長 防災安全課長 住民課長兼会計管理者 農林水産課長 生活環境課長	脇山伸太郎君 岩崎一男君 日高大助君 中山昌直君 山口善正君 中村大造君	副町長 総務課長 企画商工課長 健康福祉課長 まちづくり課長 教育課長	西立也君 平川一男君 鈴木博之君 中山ふみ君 山口三成君 加納晴美君		
職務のために議場に出席した者の氏名	議会事務局長		熊本秀樹	議会事務局書記	渡辺健太	

令和5年玄海町議会定例会2月会議議事日程（第1号）

令和5年2月10日 午前9時1分再開（開議）

- 日程1 会議録署名議員の指名について
 - 日程2 会議期間の決定について
 - 日程3 議案第3号 町営住宅新田第2団地内部改修工事変更請負契約について
 - 日程4 議案第4号 令和4年度玄海町一般会計補正予算（第7号）
 - 日程5 議案第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
-

午前9時1分 再開（開議）

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年玄海町議会定例会2月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会2月会議に、契約の変更1件、補正予算1件、その他1件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によつて御了承方お願ひいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、5番山口寛敏君、4番小山善照君を指名いたします。

日程2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会2月会議の会議期間は本日2月10日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会2月会議の会議期間は本日2月10日の1日間にすることに決定いたしました。

日程3 議案第3号 町営住宅新田第2団地内部改修工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第3号 町営住宅新田第2団地内部改修工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めましておはようございます。本日は2月会議を開いていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案第3号 町営住宅新田第2団地内部改修工事変更請負契約につきまして提案の理由を御説明いたします。

令和4年4月14日に請負契約した町営住宅新田第2団地内部改修工事において、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び玄海町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、変更契約の目的としましては、令和4年度社会資本整備総合交付金、町営住宅新田第2団地内部改修工事でございます。

2、契約金額は、1億6,830万円でございまして、変更はございません。

3、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長八島徳男氏でございます。

4、工期につきましては、着工が令和4年4月14日から、竣工を令和5年3月17日までとしておりましたが令和5年5月31日までに変更し、変更前の竣工日の令和5年3月17日からいたしますと75日間の工期の延長でございます。

5、支出科目は、一般会計8款土木費、4項住宅費でございます。

6、変更理由は、工事対象工区の入居者に一時移転していただく移転期間を設けておりましたが、移転期間中に新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生したため移転期間の延長が必要となりました。また、入居者の中で高齢者の移転に想定以上の期間を要したことでも移転期間の延長が必要となりました。移転期間が延長となったことにより、現場での作業工程にも影響が出たことで遅延が発生いたします。このことにより工事に必要となる工期の延長をお願いするものでございます。どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

移転期間が75日と結構長期間にわたるわけですけど、延長が。コロナウイルスの患者が出たということは理解できますが、高齢者の移転に期間を要したということはどういうことですか。移転先は確保して、それから事業を進めたんじゃないですか。

○議長（上田利治君）

山口まちづくり課長。

○まちづくり課長（山口三成君）

岩下議員の質問にお答えいたします。

入居者の方に高齢の単身の方がいらっしゃいまして、その方にも一度引っ越しをしていただくために荷造りとかそういった作業を本人の方にしていただく必要がございますが、そちらのほうの作業のほうがなかなか思うようにはかどられなくて私たちもちょっと手伝ったりとかもしてたんですけど、そこら辺で日数がかかってということでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

荷造りとかいろいろな作業で遅れたということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）75日もかかるように遅れたというのも高齢者だったら1人か2人でしょうに、そんなに荷物はないでしょうか、その辺の保障はどうしていたんですか。引っ越しする費用とかはちゃんと保障はしていたんですか。

○議長（上田利治君）

山口まちづくり課長。

○まちづくり課長（山口三成君）

引っ越しにつきましては、一応引っ越し先のほうでシーラインタウンのほうの空き部屋のほうを用意しております。また、中には同じ団地の中の空き部屋のほうも1戸かございまして、高齢者の方につきましてはシーラインタウンまでの引っ越しが本人に対して負荷が大きいであろうということで、その方には新田の同じ団地内の空き部屋に移動していただいておりまして。

また、保障につきましては基準がございまして、団地外に移転する場合、団地内に移転する場合という費用があります。金額のほうが、すいません、手元に資料がございませんで。団地外が、正確な数字ではないかもしれません、17万円程度、団地内への移転が11万円程度の引っ越し、その他移転のためにお休みを取ったり、そういうことをされた費用とかも含めた保障をしております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

そういうふうに移転する費用に対してはちゃんと了解してもらっていたということですか。

しかし、2つ理由がありますけど、75日間の工期の延長というのは結構長期ですよね。この理由は新型コロナウイルスのほうが余計影響しているんですか。どうも、高齢者の方を移転するのにこういう期間を要するというのはちょっと解せないんですけど、どちらが主流で工期の延長になったんですか。

○議長（上田利治君）

山口まちづくり課長。

○まちづくり課長（山口三成君）

工期が延長になる理由はどちらもございまして、改修工事を1階から4階の縦1列ずつ4工区に分けて実施をいたしております。そして、施工する工区の方に1列ずつまずシーラインタウンのほうへ一時移転していただきまして、その工区の工事に入ります。その工区の工事が終わりましたら出ていった方に戻ってきていただいて、また次の工区の方に空いたシーラインのほうに出ていっていただく、それから工事ということになります。ですので、3回、4回引っ越しをしていただることになりますし、その1工区の方が戻ってこられるときのタイミングでコロナにかかりられた方がいらっしゃって、また2工区の方が出られるタイミングでもコロナにかかりられた方がいらっしゃいました。それから、また3工区の転出のほうで、そちらに独居の老人の方がいらっしゃって、そこら辺でも遅れが生じ、合わせて75日。また、今後この工事の中でもう一回、今3工区の工事をしてるんですけど、3工区の方に3工区の工事が終わったら戻ってきていただく引っ越し、それと今度4工区の工事が始まる前に4工区の方に出ていただくなり引っ越しが2回あと工事内にございますので、その分でも不測の事態が生じるおそれがございますので、そちらのほうでも各14日程度の余裕期間を取らせていただいておりまして、その合計で75日の延長をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田利治君）

終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号 町営住宅新田第2団地内部改修工事変更請負契約については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第4号 令和4年度玄海町一般会計補正予算（第7号）

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第4号 令和4年度玄海町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

次に、補正予算でございますが、議案第4号 令和4年度玄海町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を99億4,649万2,000円とするものでございます。

まず、歳入補正予算といたしましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金220万5,000円の増額並びに15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金55万1,000円の増額は、妊娠や出産時の新たな給付に対し交付されるものでございます。

次に、歳出補正予算を御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理経費、財政調整基金積立金55万2,000円の減額は、今回の給付で必要な町費負担分の財源を調整するため、積立金を減額するものでございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費330万8,000円の増額は、令和4年10月28日の閣議決定に基づき実施する出産・子育て応援事業で、歳入で御説明いたしました国庫及び県費補助金を活用し、妊娠時及び出産時に面談や相談等を行いながらそれぞれ5万円を給付するものでございます。

このほか、繰越明許費の追加が1件ございます。この7款商工費、1項商工費、玄海町みんなで応援券発行事業3,334万1,000円の繰越しは、プレミアム付食事券の販売及び利用期間を延長するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染の再拡大が起因し、販売率及び換金率が低いことから、翌年度も引き続き消費を喚起し、事業者を支援するため設定させていただくものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いします。

なお、答弁につきましては担当課長が答弁いたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号 令和4年度玄海町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり決するに賛成
諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 議案第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（上田利治君）

日程5. 議案第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第5号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして提案理由を御説明いたします。

これは、町民会館、イベントホールにおける事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、相手方は唐津市居住者でございます。

2、事故の概要といたしましては、令和4年11月19日土曜日、午後3時30分頃、令和4年度玄海町展示・舞台発表会の展示物を鑑賞するため、会場であるイベントホールに入場し舞

台上の展示物を鑑賞している際、舞台登壇用の階段に転落し、左足くるぶし骨折の治療のため55日間入院され、治療が行われました。

3、この事故による損害賠償額は102万1,249円でございます。

なお、事故については、町民会館で開催した玄海町主催の令和4年度玄海町展示・舞台発表会のイベントホールの展示方法に不備があったことにより発生したものではございますが、けがをされた相手方においても転落前に予見できた可能性があるということで、保険会社で本町の過失割合を70%とされたものでございます。また、相手側は30%の過失を認められております。

この損害賠償額については、町で加入している全国町村会総合賠償補償保険から全額補填されるものでございます。

本議案を可決いただいたら、相手方と和解及び損害賠償額を確定し、早急にこの賠償額で支払いを行いたいと考えておるところでございます。どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いします。

なお、答弁につきましては担当課長が答弁いたします。よろしくお願いします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

町が主催した展示会で見学にいられた方が誤って落ちて、くるぶしを骨折し、入院されたということですね。

この102万1,249円というのは10分の7の金額ですね。これは、病院代とか、働ければ収入があったという逸失利益まで入っていますか。病院代だけでは保険で出すのだったらこんなにならないと思うんですけど、逸失利益も、そしてこの方は何歳ぐらいの方で、どういう仕事をしている方ですか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

岩下議員さんのはうから賠償金の内訳についてのまず御質問かと思いますが、まず治療にかかる経費といたしまして56万3,527円、そして休業損害に関しまして35万9,900円、そして慰謝料としまして53万5,500円。総合計で損害額の合計といたしましては145万8,927円が算

定をされてございますが、先ほど町長のほうからもありましたように過失割合がそこに加わりまして、本人様にも過失があるということで3割、43万7,678円が減額されまして、今回議案として提出させていただいております102万1,249円が全国町村会総合賠償補償保険のほうからお支払いをされるというものです。

なおまた、今回けがをされた方につきましては、唐津市内に居住されております60代の女性の方で、仕事については特に何もされていないということでございます。（9番岩下孝嗣君「仕事しよらんたい、主婦って言うた」と呼ぶ）

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

145万円幾らのこの7割を補償するということですね。

しかし、昨日課長から説明を受けたんですけど、これは本人の過失が7、本町が3というのは……（「反対や」と呼ぶ者あり）保険会社が認めて、もう相手もこれは合意してあるわけですね。

これにいろいろ異論はありませんけど、展示方法に不備があったこの写真を見てもそんなに不備があるようには見えないんですけど。これからもこういうことはありますよね。十分に留意してやらんというと、こういうので自分が展示物を鑑賞に来て、転んで骨を折ったから慰謝料を下さいというのもちょっと常識的にどうかなという気持ちもするんですけど、その辺も鑑みてみんなこれにしたんでしょうが。ちょっと腑に落ちんところもありますが、もうこれで相手方とはもう合意に達しているんですね。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

はい。この金額にて、本人さんとは合意は取れているところでございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○8番（池田道夫君）

展示方法に不備があったと書いてありますが、どういった不備だったんですか。

○議長（上田利治君）

加納教育課長。

○教育課長（加納晴美君）

議案のほうに資料No.1で、当時の写真を添付させていただいてございますが、舞台上に展示物の展示をしておりますが、ステージに登る階段のところに私どもとしましても転落防止のためのバリケードなりそういったことをしていなかったというところで町にも責任があるということで、今回このような過失割合になったところでございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○8番（池田道夫君）

こういった舞台発表とか何とかを見学に来る人は割と年寄りが多いかと、年寄りというか高齢者の方です。ですから、今後、先ほども岩下議員のほうからもありましたけど、やっぱり十分な準備万端をして事故のないようにしないと。ましてや、階段は下りたり上がりたり、高齢者が来れば蹴つまずいて転ぶ人なんかも必ず出ると思いますので、そういう対策も含めて万全にして開催をするというふうに要望しておきます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについては原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会 2月会議に付議された案件の審議を全部終了いたしました。よつて、令和 5 年玄海町議会定例会 2月会議はこれにて散会いたします。

午前 9 時 26 分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員